

## 外国人についての投票資格に係る現状（資格条件としての在留国における在留期間の定めに関して）

### 1 諸外国の外国人住民投票権の状況

ヨーロッパ諸国等

- ・ マーストリヒト条約に基づく「EUモデル」に代表される「互惠型」か、永住資格または一定期間の合法的在留を要件として、出身国にかかわらず、投票資格を認めるタイプがある。（別紙資料参照（出典 田中宏・金敬得「日・韓「共生社会」の展望」））

スウェーデンの例（地方自治体における住民投票に関する法律）

（一定期間の合法的在留を要件として、出身国にかかわらず投票資格を認めた、北欧諸国のすう勢となったモデル）

コミューン内の住民投票に参加できる者は、当該コミューン内に住民登録を有する者で、且つ投票日に 18 歳に達している者でなければならない。

外国人の場合、住民投票の行われる 3 年前の 1 月 1 日までにスウェーデン国内に住民登録を行っている者にかぎり、住民投票に参加することができる。

韓 国

出身国にかかわらず、永住の在留資格を要件として住民投票の資格を認めている。

住民投票法（2004 年 1 月 29 日公布）

- ・ 出入国管理関係法令により大韓民国に継続して居住することのできる資格（在留資格変更許可または在留期間延長許可を通じ、継続して居住することのできる場合を含む）を持つ者で、地方自治体の条例が定める 20 歳以上の外国人に、住民投票権を認めている。（第 5 条）
- ・ 法案の審議過程で政府側は、住民投票権付与の対象に、韓国人の外国人配偶者や、5 年以上長期居住する永住権者などを念頭においており、住民投票は選挙権の行使というよりは地域政策に対する参与であるから、外国人に許容しても何の問題もない、と説明した。
- ・ 住民投票法が公布されると、行政自治部は「住民投票条例標準案」を用意し、各地方自治体に勧告した。標準案は第 3 条で、「20 歳以上の外国人で投票名簿作成基準日現在、市に住所を置いており、出入国管理関係法令の規定により永住の在留資格を持つ者」に対して住民投票権を認める、としている。
- ・ 各自治体は、外国人の参加要件について政府標準案をそのまま受け入れて「住民投票条例」を制定した。（住民投票法による韓国初の住民投票は 2005 年 7 月、済州道（チェジュドウ）で実施され、永住権を持つ外国人に投票資格が与えられた。）

（出典 田中宏・金敬得「日・韓「共生社会」の展望」）

## 2 日本における外国人住民投票権の考え方及び入国管理における在留期間の仕組み

岐阜県御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例が、投票資格を有する者を選挙人名簿の登録者に限定としたことが、憲法21条、14条等に違反し不当として、在日韓国人が町を被告に国家賠償法に基づいて慰謝料を求めた訴訟

平成14年2月19日 名古屋高裁判決(平成14年9月27日 最高裁上告棄却により確定)

「憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解され、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体の長、その議員等の選挙権を保障したものではない。

ただ、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づいてその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようという趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人であって、特別永住者等その居住する区域の地方自治体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する公共的事務の処理に反映させるべく、条例をもって、地方公共団体の区域における住民投票等の意思決定手続き過程に参加する措置を講ずることまで憲法上禁止されているものとまでは解せない(最高裁平成7年2月28日第3小法廷判決)。しかしながら、このような措置を講ずるかどうかは地方公共団体の立法政策にかかわる事柄であって、憲法上このような措置を構すべきことを命じているものと解することはできない。」

(参考)

- ・ 日本国憲法 第93条第2項

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

在留期間手続(出入国管理及び難民認定法)の仕組み

- ・ 短期の在留資格と考えられる、「短期滞在、留学、就学、研修」等(就労活動が認められない)は、申請で認められる在留期間は最長90日、1年、2年となっている。
- ・ 就労が認められる在留資格(「投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能」など)は、申請で一度に認められる在留期間は、最長が原則3年となっている。
- ・ 就労目的の在留資格である「興行」は、平成11年の在留期間の伸長の見直しにおいて、最長在留期間の見直しが行われず、最長1年の在留期間となっている。
- ・ 当初許可された在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合や、当初と在留目的と異なる新たな目的のための在留資格への変更を希望する場合は、在留期間更新や在留資格変更の許可が必要となる。

神奈川県 在留資格（在留目的）別外国人登録者（平成16年末）

区分	活動内容	在留資格	最長在留期間	外国人登録者数	構成比
総数				147,646	100.0
居住資格	活動内容に制限なし	特別永住者	無制限	22,883	15.5
		（一般）永住者		35,746	24.2
		日本人の配偶者等	3年	21,510	14.6
		永住者の配偶者等		1,079	0.7
		定住者		14,603	9.9
活動資格	就労活動	教授、芸術、宗教、報道	3年	735	0.5
		投資・経営、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能	3年	10,964	7.4
		興行	1年	3,733	2.5
	非就労活動	文化活動	1年	205	0.1
		短期滞在	90日	9,778	6.6
		留学	2年	8,534	5.8
		就学	1年	3,021	2.0
		研修	1年	1,433	1.0
		家族滞在	3年	7,276	4.9
		指定活動	特定活動	3年	1,613
その他				4,533	3.1

（平成17年版 在留外国人統計）

再入国許可を得ない出国が多い在留資格（平成16年 全出国者）

在留資格	出国者数	うち再入国許可を得た者	再入国許可取得率（％）
興行	135,747	3,318	2.4
研修	38,841	2,179	5.6
特定活動	40,492	12,671	31.3
文化活動	6,713	3,320	49.5

（平成17年版 出入国管理統計年報）

表6 外国人の国政・地方参政権・住民投票権／国内居住者の重国籍

国政選挙権	国政被選挙権	地方選挙権	地方被選挙権	住民投票権	
				居住要件／特別な要件／選挙年齢（被選挙年齢） 住民投票権	重国籍
<b>&lt;住民型&gt;</b>					
△	×	○	○	15日／イギリス国民は国会選挙権も 住民投票は18歳（21歳）／常居所	○
<b>&lt;定住型&gt;</b>					
×	×	○	○	3年／EU市民・北欧市民は短期（30日）／18歳	○
×	×	○	○	3年／北欧市民は短期（選挙の年の3月31日）／18歳	●
×	×	○	○	3年／EU市民・北欧市民は短期（7日） 住民投票（諮問）は18歳	○
×	×	○	○	2年／EU市民・北欧市民は短期（51日） 住民投票（諮問）は18歳	○
×	×	○	○	5年／北欧市民は3年 住民投票（拘束、諮問）は18歳	●
×	×	○	○	5年／EU市民は短期（42日） 住民投票（諮問）は18歳	○
×	×	○	△	5年／憲法・法律・欧州人権条約への忠誠の宣誓／18歳 ／被選挙権はEU市民に限る	
×	×	○	△	5年／18歳／被選挙権はEU市民に限る	▲
×	×	●	●	2006年からウィーン市議会選挙権・被選挙権／16歳。 他はEU市民△（市長・助役の被選挙権は×）／18歳 住民投票（拘束、諮問）を認める州は多い	●
×	×	●	●	ヌーシャテル州は永住者（5年ないし10年）、ジュラ州 は州に10年かつ当該自治体に3年、ヴォー州は10年か つ州に3年、アッペンツェル・アウサーローデンは 自治体ごと（Wald, Speicher）	○
×	×	○	○	永住者／2002年、外国人の地位に関する連邦法／18歳 （被選挙権21歳）	○
×	×	○	○	永住者	○

ニュージーランド	○	×	○	×	○	1年の永住（0～2年）／1975年8月22日以前に登録したイギリス臣民の被選挙権は2002年に廃止	○
オーストラリア	△	△	●	△	○	1カ月／サウス・オーストラリア州は●／他州でも1984年1月以前登録のイギリス臣民は国・州・自治体で△	○
アメリカ	×	×	●	●	○	タコマパーク市など5自治体／ニューヨークとシカゴは教育委員選挙	○
韓国	×	×	○	×	○	永住者／19歳 住民投票（拘束）は継続居住者（条例上は永住者）	○
日本	×	×	×	×	×	住民投票（諮問）は永住者（日本人の配偶者、3年以上の居住者も）／20歳（13、15、18歳も）	●
<b>&lt;互恵型&gt;</b>							
フランス	×	×	△	△	△	EU市民／市長・助役の被選挙権×／18歳	△
ドイツ	×	×	△	△	△	EU市民（3カ月）／バイエルンとザクセン州は市長選挙権・助役の被選挙権×／18歳（ニーダーザクセン州は選挙権16歳、長の被選挙権23歳以上65歳未満）ハンブルク州以外は住民投票（拘束・諮問）を認める	▲
ギリシア	×	×	△	△	△	EU市民／市長の被選挙権×／18歳（被選挙権21歳）	○
イタリア	×	×	△	△	△	EU市民／市長の被選挙権・助役の被選挙権× 住民投票（諮問）は18歳	△
スペイン	×	×	△	△	△	EU市民は短期、ノルウェー国民は3年／18歳	●
ポルトガル	●	×	△	△	△	EU市民は短期（6カ月）／ポルトガル語公用語国民（ブラジル、カボ・ヴェルデ）は居住2年で選挙権、4年で被選挙権／アルゼンチン、チリ、エストニア、イスラエル、ノルウェー、ベネズエラ、ペルー、ウルグアイは居住3年で選挙権、ペルー、ウルグアイは5年で被選挙権／ブラジル国民は国会選挙権も 住民投票（拘束）は18歳	○
<b>&lt;伝統型&gt;</b>							
イギリス	△	△	△	△	△	EU市民は短期（3カ月）／英連邦市民（約50）・アイルランド国民は国政選挙権も／18歳（被選挙権21歳）	△
カナダ	×	×	×	×	×	ノヴァ・スコシア州などでイギリス臣民に	○

○は、一定の条件で、すべての外国人に参政権や住民投票権を認める。重国籍には非常に寛容。  
●は、特定の地域が、すべての外国人に参政権や住民投票権を認める。重国籍にはかなり寛容。  
△は、特定国出身の外国人に、参政権や住民投票権を認める。重国籍にはかなり制限的。  
▲は、特定の地域が、特定国出身の外国人に参政権や住民投票権を認める。重国籍には非常に制限的。  
×は、外国人の参政権や住民投票権を認めない。  
「住民投票権」欄の「無」は、住民投票制度がない。また空欄は、調査中。